

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、「固定資産」といいます。）を所有している方に、その固定資産の評価額に応じて課税されます。

なお、固定資産税は都市計画税とあわせて納めていただくことになります。

※償却資産……事業のために用いることができる構築物、機械、車両、器具、備品など



(1) 固定資産税を納める外国人（納税義務者）

固定資産税を納める方は、毎年1月1日現在、福岡市内に固定資産を所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

このように、固定資産税は、登記簿または課税台帳に登記、または登録されている方が納税義務者になります。したがって、売買などによって固定資産の実際所有者が新所有者に変わっていても、1月1日現在、まだ登記簿などの名義変更手続きが完了していない場合は、旧所有者が納税義務者になります。

(2) 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。工場・商店などの設備や備品だけでなく、個人の方が貸駐車場・賃貸マンションなどに設置するフェンスなどの外構、舗装、駐車場設備も償却資産の申告対象です。

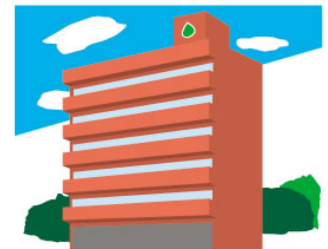
(3) 納期と納付方法

区役所や市役所から送付した納税通知書（納付書）で、年4回（4月、7月、12月および翌年の2月）に分けて納期限までに銀行等の金融機関又はコンビニエンスストア等で納めていただくことになっています。

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	4月	7月	12月	2月

※納期限は月末です。（12月は28日が納期限です。）納期限が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12/29～1/3）にあたる場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

また、福岡市外へ転出したり、日本から出国される場合には、必ず納税管理人を指定してください。なお、日本から出国される場合は、残りの税額を納付していただき、納め忘れのないようにしてください。



3 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるために課税される税です。

(1) 都市計画税を納める外国人（納税義務者）

都市計画税を納める方は、固定資産税の納税義務者のうち毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

(2) 納期と納付方法

固定資産税と一緒に納税通知書（納付書）で、年4回（4月、7月、12月および翌年の2月）に分けて納期限までに納めていただくことになっています。

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	4月	7月	12月	2月

※納期限は月末です。（12月は28日が納期限です。）納期限が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12/29～1/3）にあたる場合は、これらの日の翌日が納期限となります。